

新嵐山スカイパークの運営について

1 公園機能について

(1) メムロスキー場について

ア 令和6年度の運営実績について(令和7年4月18日時点)

- ① 営業期間 令和7年1月11日(土)～令和7年3月16日(日)
 - ・ 2月4日・5日のAMクローズ(大雪による)
 - ・ 12月25日オープン予定→雪不足により1月11日にオープン
- ② リフト乗車人数 約 77,000 人
 - ・ R2～R4年度実績の約3割。
 - ・ 利用者内訳～町内25%、十勝管内73%、十勝管外2%
- ③ リフト使用料の収入 約11,000千円
 - ・ R2～R4年度実績の約3割。

④ 課題分析

- ・ スキー場(利用者減)
 - ・ スキー場オープンが年明けになったこと。
 - ・ 大雪によるクローズの期間があったこと。
 - ・ リフトが1本(第1リフトのA線またはB線)のみの運行で土日を中心に待ち時間が発生したこと。
 - ・ 第1リフトとCコースまでの距離があり、特に初心者の方にとっては利用しにくかったこと。
 - ・ ナイター営業がなかったこと。
 - ・ 送迎バスがなかったこと。
 - ・ 1年間の休止を挟んでおり学校(中学校や高校)の利用が少なかったこと。
- ・ 運営面
 - ・ ゲレンデ造成(降雪機、圧雪車)の人材確保とノウハウの継承
 - ・ リフト部門における人材確保
 - ・ 飲食の提供(特に平日)
- ・ ハード面
 - ・ 仮設のユニットハウスとトイレ(宿舎)や売店(キッチンカー含む)との距離(位置関係)

イ 令和7年度の運営計画について

① 概 要

令和7年度は公園機能の維持管理とメモロスキー場の運営をあわせて委託し、通年雇用、人材確保に努め、安定的な運営につなげる。

また、令和6年度のメモロスキー場の課題・傾向等をふまえ、その課題解決のため、次の項目に取り組む。

- ・ ゲレンデ造成については、引き続き町内外の事業所等と連携し、人材確保に努めるとともに、ノウハウの継承につなげる。
- ・ 利用者の利便性向上（待ち時間の削減、リフト券購入方法の多様化（WEB 決済））や人員不足への対応（デジタル技術を活用することによる省力化・人手不足解消）、商店会と連携した新たな消費喚起事業実施のため、国の交付金（※）を活用し自動改札機を導入する（「別紙1」参照）。
※ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型） 補助率：1／2及び地方財政措置（普通交付税の増額交付等）
- ・ ナイター営業再開の検討（R8 以降に照明機器の点検、点検結果をふまえた改修（LED 化）など）
- ・ 送迎バス再開の検討（R8 以降の指定管理者制度への移行に向けて）
- ・ リフトの改修（中長期計画に基づく改修）と更新（第1リフトと第2リフトを統合したうえでの更新）の検討（改修費用と更新費用及びランニングコストの比較による検討）→基本計画策定の際に検討
- ・ 各学校への周知
- ・ 利用実態（町内、町外）をふまえたリフト使用料の検討（町民向け料金含む）

②事業経費(想定)

令和7年度の事業経費における、令和5年度までの町負担、指定管理者負担の考え方に基づく町の一般財源(歳入と歳出の差額)については、以下のとおりである。

・指定管理委託料(スキー場、公園に係る分)に含まれていた経費

節	事業費(千円)	歳入(千円)	一般財源(千円)
旅費	138	26,813	40,798
需用費	17,964		
役務費	808		
委託料	48,078		
使用料及び賃借料	139		
備品購入費	185		
負担金補助及び交付金	201		
公課費	98		
合計	67,611		

・町が支出していた経費

節	事業費(千円)	歳入(千円)	一般財源(千円)
需用費	22,453	31,000 (委託料に対する特別交付税 措置 5,500 千円含む)	44,247
委託料	5,500		
使用料及び賃借料	4,231		
公有財産購入費	20		
備品購入費	42,543		
負担金補助及び交付金	500		
合計	75,247		

・スキー場のプレオープンのために必要な経費

節	事業費(千円)	歳入(千円)	一般財源(千円)
使用料及び賃借料	4,851	0	5,654
工事請負費	803		
合計	5,654		

③今後のスケジュール(想定)

令和7年6月 議会(初日) 補正予算提案

商店会や関係団体と消費喚起事業に関する協議

令和7年6月以降 入札(仮契約)、議会提案(議会の議決に付すべき契約)

令和7年10月以降 町民及び利用者へ周知(広報誌、SNS 等)

令和7年12月～ 2025年シーズンのスキー場オープン(運用開始)

令和8年3月 2025年シーズン営業終了

(2)都市公園条例改正及び(仮称)メモロスキー場管理条例の制定について

ア 概 要

令和7年2月策定の「新嵐山スカイパークのグランドデザイン(全体的な構想)」で示している都市公園ゾーンについて、都市公園に編入(新嵐山スカイパークを都市公園に編入)するため、都市公園条例を改正するもの。

また、新嵐山スカイパークの都市公園編入(都市公園条例改正)にあわせて、「芽室町新嵐山スカイパーク設置条例」、「芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例」を廃止するとともに、(仮称)メモロスキー場管理条例を制定し、メモロスキー場の社会体育施設としての位置付け(町民の健康増進及び体育・スポーツの普及振興)を明記する。

なお、指定管理者制度での管理運営に移行する令和8年度に向けて、リフト使用料の見直しを検討しており、見直しを行う場合は、使用料等審議会の審議を経て、令和8年3月議会において(仮称)メモロスキー場管理条例の条例改正を行う。(例：町民割の導入等)

イ スケジュール(想定)

- ・ 令和7年9月 議会提案

(都市公園条例改正、「芽室町新嵐山スカイパーク設置条例」及び「芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例」廃止、(仮称)メモロスキー場管理条例制定)

- ・ 令和8年2月 (リフト使用料見直しの場合)令和8年度以降のリフト使用料に関する使用料等審議会の開催
- ・ 令和8年3月 (リフト使用料見直しの場合)メモロスキー場管理条例の条例改正

ウ その他

- ・ 都市公園編入にあたっては、北海道との協議等を経て、都市計画決定を行う必要がある。
- ・ 上記スケジュールは、北海道との協議の進捗等によって、変更になる場合がある。

2 運営形態について

(1) 概 要

メムロスキー場については、令和6年度及び令和7年度は直営(一部委託)方式により運営し、令和8年度以降は指定管理者制度による運営に移行するもの。指定管理期間は5年を想定している。

なお、令和7年度については、夏季の公園機能の維持管理を含めた通年での管理委託としている。

(2) 指定管理者制度による運営に移行する理由

メムロスキー場については、安全統括管理者に副町長、索道技術管理者に町職員(任期付職員)を任命しているが、それぞれ経験年数等の要件があり、令和8年度以降の安定的な運営のためにはこれらの人材確保が課題となっており、民間事業者へ委託(指定管理委託)し、人材確保とともに、人材育成が必要になるため。(「別紙2」参照)

(3) 今年度のスケジュール(想定)

- ・ 令和7年5月 公募開始
- ・ 令和7年8月 指定管理者の選定
- ・ 令和7年9月 議会提案
- ・ 令和8年4月以降 索道(リフト)に関する許可書を北海道運輸局へ提出
(町→指定管理者へ索道事業の譲渡譲受の許可書)

(4) その他

上記スケジュールは、令和5年10月の索道に関する許可の譲渡譲受(指定管理者から町へ)から再度、譲渡譲受(町から指定管理者へ)があることから、北海道運輸局との協議を要するため、協議の進捗によって、変更になる場合がある。